

令和7年（ネ）第4643号 損害賠償
請求控訴事件

控訴人 災害時の人権を考える会

被控訴人 株式会社 ゆうちよ銀行

弁論再開申立書

2026年 2月17日

東京高等裁判所第10民事部ロニ3係
御中

控訴人代表者 代表
柳 原 敏 夫

控訴人は、以下に述べる通り、裁判所に
対し、民事訴訟法153条に基づき、口
頭弁論の再開がなされることを求めるも
のである。

目 次

第1、本書面の要旨	2頁
第2、はじめに――控訴審のこの間の経過――	2頁
第3、「公正（適正）かつ迅速な手続」 の基本原則からの逸脱	
1、結論：裁判所の訴訟指揮権の逸脱濫 用	4頁
2、「公正（適正）適正な手続」の意義 （一般論）	
(1)、民事訴訟法の解釈方法について―― 憲法・条約と民事訴訟法の関係――	
ア、序論	5頁

イ、憲法 3 2 条の「裁判を受ける権利」の意義	5 頁
ウ、自由権規約 1 4 条 1 項の「公正な裁判を受ける権利」の意義	6 頁
エ、上位規範である憲法及び条約に適合する新民事訴訟法の解釈及び運用	7 頁
(2)、憲法 3 2 条及び自由権規約 1 4 条 1 項に適合する「新民事訴訟法の解釈及び運用の具体化」	
ア、結論	8 頁
イ、理由その 1 : 新民事訴訟法の最大の柱	8 頁
ウ、理由その 2 : 「証拠の偏在」における裁判所の「積極的な釈明権の行使の義務」の強化	10 頁
エ、「裁判を受ける権利」の実効性を確保するための法的措置	10 頁
3、「迅速な手続」の意義（一般論）	11 頁
4、本件の検討	
(1)、「証拠の偏在」における社会的情報的強者に課せられた説明責任及び事案解明義務	12 頁
(2)、「証拠の偏在」における裁判所の「積極的な釈明権の行使の義務」の強化	12 頁
5、小括	14 頁
第 4、司法積極主義の違背	
1、司法権のスタンス——司法消極主義と司法積極主義の使い分け——	15 頁
2、本裁判の主題（真の争点）	
(1)、「法の欠缺」の発生——民営化後の	

法律問題 — —	16 頁
(2)、「法の欠缺」の放置は許されるか (ノン・リケットの禁止)	17 頁
(3)、法の「欠缺の補充」の法理	18 頁
3、本件の検討	19 頁
第5、まとめ — — 司法が一步前に出ると は — —	20 頁
別紙 アメリカ連邦最高裁判所のカロリ ーヌ判決のストーン判事の脚注4	22 頁

第1、本書面の要旨

本書面は、即日結審した控訴審の口頭弁論は再開される必要があることについて、民事訴訟及び司法の基本原則に立ち返り、明らかにしたものである。すなわち本件の即日結審という裁判所の訴訟指揮は、

第1に、「公正かつ迅速」な手続（民訴法2条）「適正かつ迅速な審理」（同法147条の2）という民事訴訟の基本原則から逸脱するものであること、

第2に、「国民の中核的な基本的人権が侵害されるおそれのある事案については裁判所は一步前に出て人権侵害の有無について積極的、厳格に審査すべきである」という司法積極主義の基本原則にも背くものであること、

従って、このような違法状態を是正するため最も直截的な措置として、裁判所は速やかに口頭弁論を再開すべきであることを明らかにしたものである。

第 2、はじめに——控訴審のこの間の経過——

第 1 回期日の前に、控訴人は裁判所に対し、以下の文から始まる控訴人準備書面(1)を提出し、本件訴訟で被控訴人による控訴人の口座開設の拒否をめぐる控訴人となった「正当な理由」もしくは「特別な事情」という評価的要件において、何が要件事実であるかを明確にするためには、本件訴訟で当該口座開設の拒否をめぐる個別具体的な紛争事実に基づいて、「正当な理由」もしくは「特別な事情」の評価を裏付ける評価根拠事実(要件事実)という具体的な事実を導き出す必要があり、その上で導き出された要件事実すなわち真の争点に即して当事者の主張・立証を尽させる必要があるという根拠を示して、控訴審の審理を尽くす必要があることを強く求めた。

《今般、被控訴人より控訴理由書に全面的に反論する答弁書が提出された。この答弁書に対し、控訴人もまた全面的に反論する予定であるが、その際、控訴審が単なる反論の応酬に墮することなく、本件訴訟の本質的特徴を踏まえた有意義かつ充実した審理となるために、以下の通り、裁判所の訴訟指揮を求めるものである。》(冒頭より)

すなわち控訴審の第 1 回期日の時点で本件紛争の真の争点の解明のとば口に立つ

た訳であるが、その矢先に、控訴人の求めに對し、問權及び弁論權の保障という求めに對し、裁判所は、本控訴審の審理を第1回期日をもつて終結するといふ即日結審をもつて応答した。この訴訟指揮は、一審において全く明らかにならなかつた本裁判の真の争点である「正当な理由」もしくは「特別な事情」の評価的要件について控訴人の主張・立証を尽くし、もつて憲法が控訴人に保障する「裁判を受ける権利」を履行しようとして準備していた控訴人にとって、真の争点解明にフタをされ、真の争点に即して主張・立証を尽くす機会を根こそぎ奪われるといふ人権侵害であり、全く合点がいかなかつた。そこで、控訴人は、翌日、即日結審の決定の理由の開示を求める上申書を提出した。

これに對し、裁判所は岩松浩之裁判官より控訴人代表宛に電話をし、弁論再開する中ではなく、その電話口の先からで口頭で裁判所の見解を伝えて来た。その内容とは次の3点であつた。

- ①．裁判所は終結相当と考えた場合には終結すること。
- ②．本件は控訴審まで来ている事案であること。
- ③．第1回期日に被控訴人も審理終結に異存がないといふ意見だつたこと。

しかし、裁判所のこの見解は、裁判所が即日結審で終結相当と考えた根拠は何か、自己の決定が正当であると評価

できるのかについて肝心なその理由につ
いて具体的に何ひとつ明らかにしなかつ
た。のみならず、それは、本件の即日結
審という裁判所の訴訟指揮が「公正かつ
迅速」な手続（民訴法2条）もしくは
「適正かつ迅速な審理」（民訴法147
条の2）という民事訴訟の基本原則から
逸脱するものであり、なおかつ国民の中
核的な基本的人権が侵害されるおそれの
ある事案については、裁判所は一步前に
出て人権侵害の有無について積極的、厳
格に審査すべきであるという司法積極主
義の基本原則にも背くものであることが
明らかである。以下、この2点について
詳述する。

第3、「公正（適正）かつ迅速な手続」 の基本原則からの逸脱

1、結論：裁判所の訴訟指揮権の逸脱濫 用

訴訟手続を主宰進行する権限は裁判所
に与えられている（訴訟指揮権）。とは
いえ、裁判所の訴訟指揮は裁判所の全
面的な自由裁量に委ねられるものでは
なく、あくまでも民事訴訟法が定める
訴訟手続の枠組みの中で裁量にすぎ
ない。とりわけ裁判所の訴訟指揮の
目的は「公正（適正）かつ迅速な手
続」という民事訴訟の基本原則を
実現することであり、それゆえこの
基本原則に則って進められなければ
ならない。その結果、もしも裁判

速も定め逸味公正原
迅る決の意公本
つすの権の「基
か脱審量そが「つ
正ら日の結審いと
適か即所ない。審
（原則）即日結と
公正原則該判れ即
公本、裁免の手あ
「基は、を回なで
がいうにあり、今速
審い場合であ違、迅
結と場不尽しては、つ
日「る不と判所か
即続」あ理用と致
の手である。裁用と
の審濫裁（正）合
は、濫裁（正）合
脱で、濫裁（正）合
（適正）に合致
則即日わなから
即な訴の理的、具
な訴の理的、具
的、一般的、個
て、具体的、個
する責任がある。

この点、控訴人は、以下に述べる理由
から、即日結審は特段の事情がない限り
「適正かつ迅速から逸脱するおそれの
の基本原則から逸脱するおそれの事情」
それゆえ、裁判所が上記「特段の事情」
につき、その判断とを積極的審査は、
分可能であり、今回の即日の違法状態主
い限り、これを免れなない、違法状態主
て違法を免れなない、違法状態主
開し、審理すべきである。

2、「公正（適正）適正な手続」の意義 （一般論）

(1)、民事訴訟法の解釈方法について――

憲法・条約と民事訴訟法の関係 ―

ア、序論

「法律は上位規範である憲法及び条約に適合するように解釈される必要がある」（上位規範適合解釈）。言うまでもなく、これは序論論と言われ法体系の基本原則である。この意味で、訴訟法は「適用された憲法」とも言われ¹、民事訴訟法は上位規範である憲法に適合するように解釈される必要がある。具体的には、民事訴訟法は国民に「裁判を受ける権利」を保障した憲法32条に適合するように解釈される必要がある。

さらに、民事訴訟法は1979年に批准された条約である「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（以下、自由権規約という）に適合するように解釈される必要がある。具体的には、民事訴訟法は市民に「公正な裁判を受ける権利」を保障した自由権規約14条1項に適合するように解釈される必要がある²。

以下、この憲法32条及び自由権規約14条1項の意義について述べる。

イ、憲法32条の「裁判を受ける権利」の意義

憲法32条で国民に「裁判を受ける権利」が認められたのは、「近代法は、各

¹ 中野貞一郎「民事裁判と憲法」〔「民事手続の現在問題」所収1頁〕。新堂幸司「新民事訴訟法第六版」44頁。

² この点を強調するのは中野貞一郎「民事裁判と憲法」〔「民事手続の現在問題」所収2頁〕及び新堂幸司「新民事訴訟法第六版」46頁。

人がその権利または利益を不法に侵害されたときは、裁判所が訴訟手続によって、その点の合法性を判断し、必要な措置を裁定することが、各人の自由または権利の保護のいちばん有効な手段であることを、長年の経験から帰納し³た結果であり、この意味で「裁判を受ける権利」は、国民の基本的人権の1つであるばかりか、さらに「国民の基本的人権を確保するための基本的人権」⁴として基本的人権の中でも中核となる重要な権利という意義を有する⁵。そのためには、「裁判を受ける権利」とは単に形式的に裁判を受ける権利が保障されるだけでは足りず、国民の基本的人権が十分に守られるように実質を伴った権利、すなわち「適正、公平な裁判を受ける権利」の保障でなければならない⁶。

そして、この「適正、公平」を短縮して言い換えたのがウで後述する自由権規約14条1項に定める「公正」であり、すなわち「『公正』な裁判を受ける権利」である。この意味で、「公正な裁判を受ける権利」の保障を民事裁判で宣言したものが民法2条に規定した「公正かつ迅速」な手続にほかならない。

³ 宮沢俊義「憲法Ⅱ(新版)」(有斐閣法律学全集4)447頁。

⁴ 芦部信喜編「憲法Ⅲ人権(2)」275頁。鵜飼信成「憲法」153頁。

⁵ この点を強調するのは中野貞一郎「民事裁判の動向」〔「民事訴訟法の論点Ⅱ」所収381頁〕

⁶ 宮沢俊義「憲法Ⅱ(新版)」も、「裁判を受ける権利」は紙の上の存在であってはならず、実質的に保障されているかどうかを強調する(450頁)。

ウ、自由権規約14条1項の「公正な裁判を受ける権利」の意義

1966年の第21回国連総会において採択され、1976年に発効し、日本は1979年に批准した条約である自由権規約14条1項は、市民の裁判を受ける権利について次の通り定める。

《すべての者は、裁判所の前に平等とす。すべての者は、その刑事上の罪の決。定又は民事上の権利及び義務の争いにつ。いての決定のため、法律で設置された、権限のある、独立の、かつ、公平な裁判所による公正な公開審理を受ける権利を有する。》

本条項はなぜ冒頭に、裁判所の前における「平等」を掲げたのか。それは本条項が保障する「裁判を受ける権利」とは単に形式的に裁判を受ける権利が保障されるだけでなく、平等の観点から、すなわち全ての者がその置かれた状況に照らし実質的に平等に公平な審理を受け権利を保障したものであることを宣言するためである。言い換えれば、紛争当事者間で政治的、社会的及び情的に平等であるならともかく、本件の控訴人たる被控訴人と関係がまさしくそのうであるように、現実に政治的、社会的及び情的に看過し難い格差・不平等が存在する場合には、こうした政治的、社会的及び情的な格差のもとで事案の真相を明らかにして紛争の真の解決を図るためには、

政治的社会的情報的な強者である一方当事者が事案の真相について説明責任⁷及び事案解明義務⁸を果たすことが必要不可欠であり、それを果たしてこそ、上記の格差・不平等が存在する紛争当事者間において初めて実質的に平等な地位が回復され、公平な裁判が実現する基盤が確保されるのであって、それを果さない限り、市民に保障された「公正な裁判を受ける権利」はついに絵に描いた餅で終わる。それゆえ、もし政治的社会的情報的な強者である一方当事者が（本件の被控訴人のように）みずからこの説明責任及び事案解明義務を果たさない場合、その時、裁判手続の主宰者を任された裁判所がみずから積極的に釈明権を行使して、この看過し難い格差・不平等状態の是正を図ることが要請されているのであり、この是正により初めて、紛争当事者間において実質的に平等な地位が回復され、公平な裁判が実現する基盤が確保されるのであって、もしも裁判所がこの職務を果たさない場合には、市民に保障された「公正な裁判を受ける権利」もついに絵に描いた餅で終わるのである。

⁷ この点を強調するのは塩野宏「行政法Ⅰ第五版補正版」85頁の次の記述である。《近時における行政改革の過程で、注目を集めている行政法上の基本原理として、行政の公正・透明性の原則、説明責任の原則がある。……後者は、主に情報公開法の原則として捉えられているが、より広く、行政作用一般にかかる嚮導的法理とみることができる。》

⁸ 憲法14条は法の下での平等を保障し、それは単に形式的平等ではなく、実質的平等を意味する。この法の下での平等を民事訴訟法において具体化したものが武器対等の原則であり、公平な裁判実現のための基本原理である。そこで、事案解明に必要な証拠の殆どを一方当事者が握っている「証拠の偏在」の場合には、武器対等の原則に照らし、当該当事者に原則として「事案解明」の義務を課すべきである。この理は平成4年10月29日伊方原発訴訟最高裁判決でも明らかにされた。

以上の通り、自由権規約14条1項が定める「平等に公平な審理を受ける権利」とは、形式的・抽象的な権利ではなく、このような現実の看過し難い格差・不平等の是正を内容とする実質的・具体的な権利のことである。

エ、本題：上位規範である憲法及び条約に適合する新民事訴訟法の解釈及び運用

以上を踏まえて、「上位規範である憲法及び条約に適合する新民事訴訟法の解釈及び運用」という本題に入る。

1996年、70年ぶりに全面改正された民事訴訟法（以下、新民事訴訟法という）のスローガンは「国民に利用しやすく、わかりやすい民事訴訟手続」⁹である。国民本位の立場を明確にしたこのスローガンが示す通り、新民事訴訟法の核心は憲法が国民に保障する「裁判を受ける権利」を民事裁判において具体化した点に現れている。

そこで、上記アの「法律は上位規範である憲法に適合するように解釈される必要がある」という序列論及び上記イで明らかにした「裁判を受ける権利」の意義に従えば、新民事訴訟法もまた、国民の基本的人権を確保するために必要な「適正、公平な裁判を受ける権利」が民事裁判を通じて十分に保障されるように解釈及び運用されなければならない。

⁹ 法務省民事局参事官室編「民事訴訟手続の検討事項に関する補足説明」1頁。

さらに、上記アの「法律は上位規範で
ある条約に適合するよう論及及び上積され
る必要がある」とい自由権利の意義に
えれば、新民法（自由権）が市民に保
障された「平等に公通じ運用さ
れなければならない」。以下、これらの観
点から、「適正、公的な裁判を受ける権
利」及び「平等に公的な審理を受け
る権利」に適合する新民法の解釈及び
運用の意義を具体的に明らかにする。

(2)、憲法32条及び自由権規約14条1 項に適合する「新民法訴訟法の解釈及び 運用の具体化」

ア、結論

ここでの問題は、「裁判を受ける権利」
を保障した憲法32条及び「公正な裁判
を受ける権利」を保障した自由権規約
14条1項に適合する新民法の解釈及び
運用を具体化したとき、そこか
ら何が導かれるかである。その答えは、
第1に、充実した争点整理の実現のため
に、裁判所に「積極的な積明権の行使
義務」が課せられること、第2に、そ
の積明権の行使を通じ明らかにされた紛
争の真の争点（要件事実）に沿って、当

事者に主張・立証を尽させることである。
その理由は以下の通りである。

イ、理由その1：新民事訴訟法の最大の柱

新民事訴訟法の「国民に利用しやすく、わかりやすい民事訴訟手続」というスローガンを達成する手段として採用された最大の柱が「裁判所が①積極的に争点整理を行ったうえで②集中証拠調べをして判決に及ぶ」という審理方式である。このうち①の裁判所の「積極的な争点整理」とは、裁判所が争点と立証方法に関して当事者との間で（とりわけ証拠が偏在していて情報を独占する一方当事者に対して真相解明に必要な情報を開示するため）必要十分な議論を経て、充実した争点整理の実現に努めることである¹⁰。そのため、当事者に主張書面の提出段階から己の請求を理由づける事実を具体的に記載することや相手方の主張を否認する場合その理由を記載すること（民訴規則79条3項）を要求しているが、他方で、「充実した争点整理の実現」の成否は何といても裁判所から当事者への働きかけに拠る所が大きいことにかんがみ、新民事訴訟法は、充実した争点整理が実現されるように、裁判所が積極的な釈明権の行使に出ることを裁判所の権能とし

¹⁰ 東京地方裁判所監修「東京地方裁判所における新民事訴訟法・規則に基づく実務の運用」1頁。

てのみならず、裁判所の責務としても要請している（民訴法2条）。この点、最高裁も新民事訴訟法の制定以前から、積明制度の目的を、次の通り、直截に「事案の解明」、「紛争の真の解決」と結びつけて積極的に把握する立場を宣明しており、

《積明の制度は、弁論主義の形式的な適用による不合理的を修正し、訴訟関係を明らかにし、できるだけ事案の真相をきわめることによつて、当事者間における紛争の真の解決をはかることを目的として設けられたものである》（最高裁昭和45年6月11日判決民集24-6-516。同様の判決として最高裁44年6月24日判決民集23-7-1156）

この積極的な立場が新民事訴訟法後も変わらないことは、積極的積明義務を認められた以下の2つの判例からも明らかである。

① 《原審が上告人において本件神社物件の撤去及び土地明渡請求をすることを怠る事実を違法と判断する以上は、原審において、本件利用提供行為の違憲性を解消するため他の合理的で現実的な手段が存在するか否かについて適切に審理判断するか、当事者に対して積明権を行使する必要があるかというべきである。原審が、この点につき何ら審理判断せず、上記積明権を行使することもないまま、上記の怠る事実を違法と判断したことは、怠る事実の適否に関する審理を尽く

さなかつた結果，法令の解釈適用を誤ったか，釈明権の行使を怠った違法があるものというほかない》（平成22年1月20日判決民集64-1-1）

② 《上記(1)のようないて，前記3のようについでのは，適切に釈明権を告人に信義則違反の点か否かを明らかにすか上告人に十分な反論及上告人で判断すべきもわける，原審の採った法律構成は，①上告人前までに，定年規程を厳格に適用し，再雇用をしない旨を告知すべき信義則上の義務があったと上，さらに，②具体的な告知の時から1年を経過するまでは，賃金支払義務との関係では，信義則上，定年退職の効果を主張することできないといふもので，従前の訴訟の経過等から予測が困難であり，このような法律構成の適否を含め，上告人に十分な反論及び反証の機会を与えた上で判断すべきものといわなければならない。

(3) 原審が，上記(1)のようないて，上記(2)のようなく前記3のようには，釈明権の行使を怠った違法がある

といわざるを得ず，原審の判断には，判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。》（平成22年10月14日判決集民235-1）

ウ、理由その2：「証拠の偏在」における裁判所の「積極的な釈明権の行使の義務」の強化

のみならず、本件がその典型であるように、裁判の当事者の一方が国、地方公共団体または大企業で、他方が市井の一市民のような場合、両者の間に事実関係の調査収集分析や情報把握面で政治的、社会的及び情動的格差が存在する。このような政治的、社会的及び情動的格差のもとで事案の解明を踏まえた紛争の真の解決を図るためには、政治的社会的情動的な強者である国、地方公共団体または大企業が説明責任¹¹・事案解明義務¹²を果さず不適切な訴訟行為に出た場合、これに対し、裁判所は、上に述べた新民事訴訟法の基本理念及び原理に則して、一般の事件以上により積極的に釈明権を行使して、この看過し難い違法状態の是正を図ることが一層要請されているのであり、この是正により初めて、紛争当事者間において実質的に平等な地位が回復され、公平な裁判が実現する基盤が確保されるのであって、裁判所がそれを果さ

¹¹ その意義は、本書面脚注7（6頁）で明らかにした通りである。

¹² その意義は、本書面脚注8（6頁）で明らかにした通りである。

ない限り、市民に保障されている「公正な裁判を受ける権利」はついに絵に描いた餅で終わる。

かつて、形式的平等にとどまった自由権中心の人権宣言が、20世紀に不平等・格差の増大の現実を前にして実質的平等の実現へと大転換して命を吹き返したように、形式的平等にとどまっていた民事訴訟法も、政治的、社会的及び情報的格差の増大の現実を前にして、実質的平等の実現に転換するのは不可避のことであり、それによってのみ民事訴訟法は上位規範である憲法及び条約を具体化する普遍法としての面目を保持できるのである。

エ、「裁判を受ける権利」の実効性を確保するための法的措置

以上述べた序列論（上位規範適合解釈）に従って、上位規範である「裁判を受ける権利」を保障した憲法32条及び「公正な裁判を受ける権利」を保障した自由権規約14条1項に適合するように新民事訴訟法の解釈及び運用を具体化したとき、そこから、充実した争点整理の実現のため裁判所の「積極的な釈明権の行使の義務」が導かれる。そこで、これが正常に機能している時にはともかく、裁判所のこの重要な義務が適正に果たされず機能不全に陥っているという深刻な事態が発生した場合に、問題は、いかにしてこの機能不全を克服するかである。

この点、争点整理の過程において、裁判所は本来、適正に釈明権を行使して紛争の真の争点を明らかにし、当該争点に沿って当事者双方に主張・反論の機会を与え、主張・立証を尽くさざるべきものであり、その必要性は上記ウで述べた「証拠の偏在」のケースでは一層増大するものであるところ、それを怠って争点整理の過程が違法状態に陥って、なおかつ控訴人が準備書面(1)で求めたように、一方当事者から裁判所に適正な釈明権の積極的な行使を求められ続けるに關わらず、裁判所がこれに向け続け、場合によっては、これは当事者の基本的権利を確保するための不可欠の手段である当事者の「適正、公平な裁判を受ける権利」が保障されず、人権侵害となつていくことを意味する。従つて、そのような人権侵害の場合には、当事者の「適正、公平な裁判を受ける権利」の侵害を食い止めて、人権保障をすみやかに回復する必要がある。そのためには、上級審において審理不尽を理由として判決の破棄といった事後的な救済を待つまでもなく、今ただちに回復する方法として、「裁判官について裁判の公正を妨げる事情」(民訴法24条1項)に該当するものとして当該裁判官に交替してもらつたり方が認められているのみならず、その申し立ての前に、なお人権侵害回復の方法とし

て弁論再開の手續がある。

本件において、4、本件の検討（12頁）で後述する理由により、今回の即日結審は控訴人は「適正、公平な裁判を受けける権利」を侵害するものである。そこで、控訴人は「適正、公平な裁判を受けける権利」の侵害回復のために、当事者権の行使の一環として、まず弁論再開を申し出たものである。

3、「迅速な手續」の意義（一般論）

他方、新民事訴訟法2条において「公正かつ迅速」な手續という文言が明文化されたが、今回の即日結審はこのうちの「迅速な手續」との関係でどのような意味を持つか。そのためには「迅速な手續」とは何かを明らかにする必要がある。この点も序列論（上位規範適合解釈）に従って、上位規範である憲法にその手掛かりを見出すことができる。それが憲法37条が保障する「迅速な裁判」である。「迅速な裁判」の保障とは、「裁判の遅延は裁判の拒否」にほかならないという理由から「社会通念から見て不当に遅延した裁判」でない裁判を保障する趣旨とされる（宮沢俊義・芦部信喜「全訂日本国憲法」313頁）。その結果、15年にわたり審理が中断した高田事件や10年近く審理が空費された事件のような「審理の著しい遅延」のケースにおいて「迅速な裁判」の保障が問題となる。こ

の意味で、一回で審理終了という即日結
審をしないからといってただちにそれで
「迅速な裁判」の侵害が問題となること
はない。

4、本件の検討

(1)、「証拠の偏在」における社会的情報 的強者に課せられた説明責任及び事案解 明義務

上記2(2)ウで前述した通り、本裁判の
当事者は片やその前身は郵政省という国
家機関で現在は日本有数の巨大銀行、片
や市井の一市民であり、両者の間に事実
関係の調査収集分析や情報把握面で社会
的及び情報的に歴然とした格差が存在す
る。このような社会的及び情報的な格差
のもとで事案の解明と紛争の真の解決を
図るためには、社会的情報的に圧倒的な
強者である被控訴人が事案の真相につい
て説明責任及び事案解明義務を果たすこ
とが必要不可欠であり、それを果たしてこ
そ、上記の格差・不平等が存在する紛争
当事者間において初めて実質的に平等な
地位が回復され、公平な裁判が実現する
基盤が確保されるのであって、それを果
さない限り、被告らに保障された「公正
な裁判を受ける権利」はついに絵に描い
た餅で終わる。

(2)、「証拠の偏在」における裁判所の 「積極的な釈明権の行使の義務」の強化

それゆえ、社会的情報的に圧倒的な強

責そのわ(2)の基以上この図こ政事当地基あ極的されつ
明すな、2、(2)の事件以このをため争当基あ極的されつ
説明すな、2、(2)の事件以このをため争当基あ極的されつ
この場合、2、(2)の事件以このをため争当基あ極的されつ
の場、2、(2)の事件以このをため争当基あ極的されつ
こい、2、(2)の事件以このをため争当基あ極的されつ
から、2、(2)の事件以このをため争当基あ極的されつ
か、2、(2)の事件以このをため争当基あ極的されつ
ず、2、(2)の事件以このをため争当基あ極的されつ
み、2、(2)の事件以このをため争当基あ極的されつ
が、2、(2)の事件以このをため争当基あ極的されつ
人、2、(2)の事件以このをため争当基あ極的されつ
訴、2、(2)の事件以このをため争当基あ極的されつ
明、2、(2)の事件以このをため争当基あ極的されつ
控、2、(2)の事件以このをため争当基あ極的されつ
被、2、(2)の事件以このをため争当基あ極的されつ
案、2、(2)の事件以このをため争当基あ極的されつ
事、2、(2)の事件以このをため争当基あ極的されつ
及、2、(2)の事件以このをため争当基あ極的されつ
者、2、(2)の事件以このをため争当基あ極的されつ
任、2、(2)の事件以このをため争当基あ極的されつ

しかるに、本裁判の原審においては、
被控訴人は、控訴人が主張した本裁判の
争点「口座開設の申込みを正当な理由な
く拒否できるか」(以下、本争点とい
う)について、本争点を判断する基礎と
なる本件の口座開設拒否をめぐり以下の
具体的な事実関係について、ひとり被控
訴人が独占的に保有しているにもかかわ
らず、被控訴人はそれらの情報(以下、
本件独占情報という)を、原審の審理の
中で一切開示しなかった。

記

被控訴人の審査過程において、①. いか

なる審査基準について、②控訴人のいか
なる事実が、③いかなる評価を受けて、
その結果、審査基準を満たしていないと
判断されたのか
そこで、このような場合には、裁判の
主宰者である原審裁判所は、一般の事件
以上により積極的に釈明権を行使して、
この看過し難い格差・不平等状態の是正
を図ることが一層要請されるにもかかわ
らず、被控訴人に対し、本件独占情報の
開示を求めなかった。
のみならず、原審裁判所は、原判決の
中で、本裁判の真の争点は本争点ではな
く、「社会通念上許容し難い不当な動機
でこれを拒否した場合などの特異な事情
がある場合」に限って違法となるという
新たな争点を示し（以下、新争点とい
う）、「拒否したら違法となる」場合の
要件を判示し、なおかつその要件事実の
立証責任は控訴人にあるとした（8頁8
行目。以下、この要件を「特別事情」と
いう）。もし、原審裁判所が新争点が本裁
判の真の争点だと考えるとしたら、その
時には、原審の審理の中で、本裁判の真
の争点の本争点なのかそれとも新争点
なのかについて、両当事者に主張を尽さ
せる機会を与えなければならない。そ
の上で、真の争点に関する要件事実の
立証責任がどちらの当事者にかついた
ても、両当事者に主張する機会を与え
た上で、裁判所の見解を示す必要があ
る。

備書面（１）の主要な内容であった。

記

- ①．主張活動として、本件の口座開設の審査過程において、いかなる審査基準に基づいて控訴人のいかなる事実がいかなる評価を受けて、その結果、審査基準を満たしていないと判断されたのか、本件の審査過程に関する具体的な事実を反論するために、貴裁判所より被控訴人に対し、上記事実（本件の口座開設の審査過程において、いかなる審査基準に基づいて控訴人のいかなる事実がいかなる評価を受けて、その結果、審査基準を満たしていないと判断されたのか）を具体的に明らかにするようにより積明して頂きたい。その上で、被控訴人より明らかにされた上記事実を反論するために、
- ②．立証活動として、当該審査を担当した被控訴人の職員の証人尋問の実施を求めるものである。

しかるに、裁判所は、控訴人のこれらの求めに対して、本控訴審の審理を第１回審理期日をもって終結するとう即日結審を求めた。この応答について、仮に、たとえ裁判所が原判決を誤っており、破棄は免れないと考えたとしても、即日結審の訴訟指揮は間違っていない。なげななら、続審主義をとる以上、一審がもし審理不十分としたら、そのような場合、上告審のように「審理不十分を理由とした

破棄」をすることは許されず、続審とし
てみずから審理を尽くさざるべきだ
からである。かつ、積明の権行使の
積理の中で是正されべきでない、
裁判所が原判決を誤りなく、弁論
どうかに関わりなく、再開は必
至である。

5、小括

以上から明らか通り、本件の即日結
審という裁判所の訴訟指揮は、「公正か
つ迅速」な手続（民法2条）「適正か
つ迅速な審理」（同法147条の2）と
いう民事訴訟の基本原則から逸脱する
ものである。

のみならず、上記訴訟指揮が「国民の
中核的な基本的人権が侵害されるおそ
れのある事案については裁判所は一歩
前に出て人権侵害の有無について積極
格的に審査すべきである」という司法
積極主義にも背くものであることは
第4で明らかにする。

第4、司法積極主義の違背

1、司法権のスタンス——司法消極主義 と司法積極主義の使い分け——

ア、一般に、政治性の極めて強い問題に
対し、民主主義社会における司法が、国
民の信託を受けた立法・行政の判断を尊
重し、自らの判断に控え目になることい

テ原則がろて述年又（別義政場合性質過及法ら、象らず、よ
スの原則もていり（極主義の政治が司た方現なら、このよ
シ応理原則もいり（1938年）の政治が司た方現なら、このよ
義相原いるについり（1938年）の政治が司た方現なら、このよ
主れなない主義に1938年）の政治が司た方現なら、このよ
主そのの外主外が4で民主主義の政治が司た方現なら、このよ
民てよ外れ極例書所注は、「民主主義の政治が司た方現なら、このよ
はし例ら消の文判脚は、「民主主義の政治が司た方現なら、このよ
にとど、知ら司法主義な裁のこでな政治問題に徹主義の政治が司た方現なら、このよ
義担、ず、司法主義な裁のこでな政治問題に徹主義の政治が司た方現なら、このよ
主分で得かは極有名最高事と正義の場合、人権問題に徹主義の政治が司た方現なら、このよ
極割方得かは極有名最高事と正義の場合、人権問題に徹主義の政治が司た方現なら、このよ
消役他あり来理消邦一）。根これ民主に関司法司は背も司法は態度を要がある。
法る。はもこの司古くカ連一）。根これ民主に関司法司は背も司法は態度を要がある。
司ける。はもこの司古くカ連一）。根これ民主に関司法司は背も司法は態度を要がある。
るおあ能と。司古くカ連一）。根これ民主に関司法司は背も司法は態度を要がある。
ゆにが万ないある。司古くカ連一）。根これ民主に関司法司は背も司法は態度を要がある。
わムにが万ないある。司古くカ連一）。根これ民主に関司法司は背も司法は態度を要がある。

とはいえ、ここで行う審査とは決して政
策の当否と政治論争の審査（政治
問題への積極的介入）ではなく、あくま
でも人権保障という法的観点から人権侵
害の審査を行なうことであり、それ以上
でもそれ以下でもない。そして、それは
ともとも司法が最もよく果たし得る作

である。その意味で、これは司法が積極的
に司法判断に出るに相応しい場面であ
る。すなわちこの場面での司法積極主義
は司法に課せられた重大な使命と言っ
とができる。上記のストーン判事の脚注
4はこのことを、次の3つの類型で示し
て明らかにしたものである。

①．民主主義の政治過程を制約する法律
については、裁判所はその合憲性を厳格
に審査しなければならない。

②．憲法が掲げる基本的人権を制約する
法律については、合憲性の推定が働かず、
裁判所はその合憲性を厳格に審査しな
ければならない。

③．特定の宗教的、人種的、民族的少数
者に向けられた法律、すなわち個々の孤
立した少数者の人権を制約するような法
律については、裁判所はその合憲性を厳
格に審査しなければならない。

（泉徳治元最高裁判事の2004年10月30日
「司法とは何だろう」講演録74～75
頁¹³による）

イ、上記アの司法消極主義と司法積極主
義の使い分けについて、わが国の裁判所
の自覚はどうであろうか。この点につい
て、泉徳治元最高裁判事は次の通り指摘
する。

《三権分立の制度からして、立法・行政
の裁量を尊重して司法が尊重して司法が
一步下がるべき場合と、国民の基本的人
権や国民主権の民主主義を守るために司

¹³近畿大学法科大学院 秋期講演会 <https://x.gd/igPIU> (短縮URL)

法が一步前に出なければならぬ場合があるのです。最高裁、下級裁の区別なく、裁判所の中でそのことの認識が十分に育っていない面があるのではないかと私は思います》（泉徳治元最高裁判事に聞く「グローバル化社会における憲法と司法の役割」法学セミナー2014年7月号51頁左段）

すなわち、司法消極主義と司法積極主義の適切な使い分けの必要性について、日本の裁判所全体がいまだ認識・自覚の足りないことについて警鐘を鳴らしている。

2、本裁判の主題（真の争点）

(1)、「法の欠缺」の発生——民営化後の新たな法律問題——

本裁判の主題＝真の争点とは何か。この点、控訴人は「口座開設の申込みは正当な理由なく拒否できない」（本争点）が本裁判の主題であると主張した。しかし、原判決はこれを否定し、本裁判の主題は「社会通念上許容し難い不当な動機でこれを拒否した場合などの特別な事情がある場合に限って違法となる」であるといいう新たな争点（新争点）を判示した。これは口座開設の拒否の判断基準に関しても過去に前例のない判断である。そもそも本争点にせよ、新争点にせよ、このよう本な法律問題は被控訴人の前身である郵政省という国家机关の時点では起き得な

欠缺」をどう穴埋めするかという「欠缺の補充」をめぐる、裁判所にどのような責務が発生するのか、すなわち「新しい酒をどのように新しい革袋に盛るのか」これが前例のない重要な問題となったのである。

(2)、「法の欠缺」の放置は許されるか (ノン・リケットの禁止)

最初の問題は、「法の欠缺」状態に対し立法的解決が図られない場合、裁判所は「欠缺の補充」をする必要があるかである。その答えは、この場合、裁判所による「欠缺の補充」は不可避であり、必要不可欠である。

なぜなら第1に、そもそも裁判所は、法の欠缺を理由に裁判不能（ノン・リケット）を宣言して裁判を拒絶することは許されず、のみならず、法の「欠缺の補充」を実行しないかぎり、裁判所は民法以後の被控訴人の口座開設の拒否の判断基準について司法の大原則である「法による裁判」が実行できないからである。

第2に、過去の「法の欠缺」の事例から明らか通り、もし法の欠缺が発生したにも関わらず、「欠缺の補充」を実行しないと深刻な人権侵害が発生しているのにそれが放置されたままになることが往々にしてあるからである。本件においても、控訴人の「結社の自由」を財産管理の面から保障することが問われている。

第3に、「法の欠缺」状態に対し国会が立法的解決に動かない場合、それは民主主義の政治過程に「真空地帯」という重大な欠陥が生じ、その結果、第2のような重大な人権侵害が発生する場合にはそれは極めて憂慮すべき事態の発生であり、そのような場合には司法は一步前に出て人権問題を積極的に審査すべきだからである。

第4に、以上について述べた最高裁判決を紹介する。それが半世紀前、深刻な公害問題で発生した「法の欠缺」状態に対し立法的解決が果たされない場合、裁判所による「欠缺の補充」の重要性を「新しい酒は新しい革袋に盛られなければならない」という比喻で強調した、1981年12月16日大阪国際空港公害訴訟最高裁判決の団藤重光裁判官の次の少数意見である。

「本件のような大規模の公害訴訟には、在来の実体法ないし訴訟法の解釈運用によつては解決することの困難な多くの新しい問題が含まれている。新しい酒は新しい革袋に盛られなければならない。本来ならば、それは新しい立法的措置に待たすべきものが多々あるであらう。」

しかし、諸事情によりその立法的措置が果たされない場合、裁判所による「欠缺の補充」の出番であるとの通り締めくくっている。

「法は生き物であり、社会の発展に應じて、展開して行くべき性質のものである。」

法が社会的適応性を失ったときは、死物と化する。法につねに活力を与えて行くのは、裁判所の使命でなければならぬ。」

(3 3 ~ 3 4 頁)

第5に、この「欠缺の補充」の必要性和次に述べる「欠缺の補充」をいかに実行するかという問題はひとり本件裁判だけのテーマではなく、昨今大きな話題になっている選択的夫婦別姓事件など現代の最先端の裁判が避けて通れない普遍的なテーマでもある。

(3)、法の「欠缺の補充」の法理

第2の問題は、「欠缺の補充」は不可避だとして、その場合、裁判所はいかにして「欠缺の補充」を実行するか、すなわち「欠缺の補充」の法理とは何かである。

(ア)、その答えの1番目は、序列論すなわち憲法を頂点とする実定法的規準全体と整合性が取れていることである。

(イ)、その答えの2番目は、司法は一步前に出て積極的に審査すべきであるとしても、その趣旨はあくまでも人権保障という法的観点から人権侵害の審査を行なうことであって、それ以上、政策の当否といった政策論争の審査ではないということである。すなわち、審査のやり方とは司法が立法府・行政庁・大企業の判断に代わって自らあるべき政策決定を下す

(い わ ゆ る 判 断 代 置 方 式) の で は な く 、
あ く ま で も 人 権 保 障 の 観 点 か ら 政 策 判 断
的 結 果 お よ び 及 び 不 備 を 是 正 と 積 極 的 な 審 査 と は 、
ら の 均 衡 及 び 不 備 を 是 正 と 積 極 的 な 審 査 と は 、
で 積 極 的 に 判 断 が 求 め る 積 極 的 な 被 控 訴 人 の
い え ば 、 原 告 座 開 設 を 拒 否 し た 被 控 訴 人 の
控 訴 人 (以 下 、 本 件 決 定 と い う) に 対 し 、
決 定 (以 下 、 本 件 決 定 と い う) に 対 し 、
裁 判 所 審 査 基 準 に つ い て 自 ら あ る べ き 判 断
設 の 審 査 基 準 を 求 め て い る の 結 論 及 び そ の 判 断
を 示 す こ と を 本 件 決 定 の 結 論 及 び そ の 判 断
く ま で も 、 本 件 決 定 の 結 論 及 び そ の 判 断
過 程 を 人 権 保 障 の 観 点 か ら 審 査 ・ 判 断 し て
貫 いた る た め に 積 極 的 に 審 査 ・ 判 断 し て
是 正 した い と い う 意 味 で あ る 。 こ の 点 の 控
貫 いた い と い う 意 味 で あ る 。 こ の 点 の 控
訴 人 主 張 の 真 意 に つ い て 誤 解 の な い こ
を 切 に 望 む も の で あ る 。

(ウ)、 なお、ここで誤解のないように急いで
付記しておきたい重要な事実がある。それは控訴人は決して「欠缺の補充」でそれを実行した結果、控訴人に對し無条件で口座開設の自由を保障すべきである。これを主張しても、そのようない手前味増の主張をすればまたことは一度もない。口座開設の自由は財政面が控訴人に確保する重要な基的人権である以上、それがかし、人権である以上、それが尊重されなければならない。

要があり、その結果、「人権の共存」が必要となる。これは人類普遍の原理である。その結果、本件では被控訴人の「営業の自由」との「共存」が問題となる。この場合の「共存」のあり方を示したのが「被控訴人側に正当な理由」がある場合には口座開設を拒否することができるという「人権の共存」の折り合いの付け方である。本件も本来ならこのようにして解決すべきである。それが控訴人の首尾一貫した主張であった。これに対し、被控訴人もかつて民営化以前は、このような「正当な理由がある場合に限って口座開設を拒否できる」という人類普遍の原理の判断基準に立っていたにもかかわらず、その後、民営化ののちに、それも民営化を境にはなく、民営化後、かなり時間が経過したのちに近年に至り、この人類普遍の原理の判断基準を覆して、無条件で控訴人の口座開設の自由を否定して、己の営業の自由の全面的な謳歌を主張するに至ったことは訴状に記載した通りであり、これが「人権の共存」のあり方に照らし到底許容できないものであることは、火を見るより明らかな道理である。

3、本件の検討

(1)、以上に基づいて本件を検討すると、本裁判は上記（15～16頁）ストーン判事の脚注4の①と②の両方に該当する。なぜなら、控訴人にとって口座開設の自

由は控訴人の「結社の自由」を財産管理の面から保障するものであり、それゆえ、本件の口座開設拒否は控訴人にとって「結社の自由」の侵害を意味し、それは人権の中でも中核的な人権の侵害が問題になった①のケースに該当するからである。

また、かつて国家机关であり、その後民営化により、日本有数の巨大銀行に組織変更した被控訴人による「口座開設拒否」の法律問題は民営化に関する法律が明文で解決していなかった「法の欠缺」という問題であり、民営化後もこの欠缺の補充のために立法的解決が実行されてこなかった。この意味で、本裁判は、民主主義の政治過程に「真空地帯」というもろさが生じるといえる。控訴人の「結社の自由」という基本的人権の侵害が問われた裁判である。こうした民主主義の政治過程に欠陥が発生した場合に司法が当該欠陥に関する人権問題を積極的に審査する、それがスートン判事の脚注4の②の立場である。それがまた、第4、2、(2)（18頁）で紹介した最高裁の団藤裁判官の言葉「法は生き物であり、社会の発展に応じて、展開して行くべき性質のものである」こそ、それゆえ「法につねに活力を与えて行くのは、裁判所の使命でなければならぬ」ということにほかならない。

従って、本裁判は裁判所が一步前に出

て人権侵害の有無について積極的に、厳格に審査するという司法積極主義に立つべき裁判である。

(2)、しかるに、第3、4（12頁）で前述した通り、原審裁判所も二審裁判所も、本件紛争の顕著な特徴である「証拠の偏在」において裁判所に課せられた「積極的な釈明権の行使の義務」を果たさずとしないまま、本控訴審の審理を第1回期日をもって終結した。従って、これら原審裁判所及び二審裁判所の訴訟指揮が司法積極主義に違背するものであることは明白である。

第5、まとめ——司法が一步前に出るとは——

本裁判で控訴人が最も望んだことは、自分たちの口座開設の自由を無条件に認めろと求めているのではなく、口座開設の自由は市民団体の「結社の自由」を財政面から確保するという民主主義の健全な運営に関わる重要な基本的人権の問題であるから、この人権侵害を何としてでも是正して欲しいと、そこで、「人権の共存」という人類普遍の原理を考え、もっぱら己の「営業の自由」のことしか念頭にない被控訴人の口座開設拒否が人権侵害をしていることの確認を求め本訴に及んだものである。この間、拒否の理由を一切明らかにしない被控訴人の口座開設拒否により控訴人が受けた精神的苦

痛は少なからぬものがあるが、しかし、賠償控訴人が受けたい人権侵害を回復する中で、控訴人のこの真意を裁判所は真摯に受け止めること、
「被控訴人の間、事実関係の調べることを切に願うものである。」
「裁判を受ける権利」が全うできること、
「法の欠点」として、憲法を頂点とする定法と、
「法の欠点」を踏まえて、
「憲法21条が保障する「結社の自由」と、
控訴人の真摯に実行する切なる願

なおかつ、本裁判において初めて問われることになった、
「民間化によりかつての
国家機関が日本有数の巨大銀行に組織変
更した際に登場した「口座開設の拒否の
判断基準」という「法の欠点」の問題に
対して裁判所が「欠点の補充」を
実行する定法と、
「法の欠点」を踏まえて、
「憲法21条が保障する「結社の自由」と、
控訴人の真摯に実行する切なる願

以上

アメリカ連邦最高裁判所のカロリーヌ判決のストーン判事の脚注4

① 立法が、その文面上、憲法修正1条から修正10条までの10箇条（これらの条項が修正14条の正当な法の手続及び法の平等なる保護の原則の中に包含されると考えられる場合も同様であるが）による禁止のように、憲法による明確な人権制限禁止の範囲内に入っていると考えられる場合には、合憲性推定の働きはより狭い範囲となる。

② 望ましくもない立法の廃止をもたらし過程を通常期待することができる政治過程を制約する立法は、修正14条の一般的禁止の下で、他の多くの類型の立法の場合よりも、より厳格な司法審査に服すべきかどうかという問題を扱っている本件では考える必要がない。ここで政治過程を制約する立法とは、選挙権の制限、情報を広めることの制限、政治団体に対する干渉、平和的集会の禁止などの立法を指す。

③ 特定の宗教的、人種的、民族的少数者に向けられた立法の審査について、政治過程を制約する立法の審査と同様の考慮が及ぶかどうかを、本件において調査する必要はない。すなわち、個々の孤立した少数者に対する偏見が、通常は少数者を擁護するためにより頼りとされる政治過程の働きをひどく抑制し、それに対応して

より厳密な司法審査を要求するであろう
というような特別の状況となり得るかど
うかを、本件において審査する必要はな
い。

以 上